

## 社会福祉法人静内ペテカリ行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 大学、短大、専門学校、高校等との連携、職員への周知
- 令和 6年 7月～ インターンシップの受け入れ開始

目標2：町内の小中学校の生徒を対象に、職場見学ができる、会社見学会を設定する。

<対策>

- 令和 6年 8月～ 受け入れ方法や体制について検討
- 令和 7年 4月～ 関係機関、学校との連携
- 令和 8年 4月～ 見学会の実施、次回に向けての検討

目標3：年次有給休暇の取得日数を一人当たり、平均年間65%以上とする。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について把握
- 令和 6年10月～ 計画的な取得へ向けて検討開始
- 令和 7年 4月～ 取得促進のための取り組みの開始